

防災

令和7年2月1日

No. 168

消防署訓子府支署
訓子府消防団
危安協訓子府部会

令和6年消防署訓子府支署出動件数

訓子府町内における火災出動 8件

火災出動状況

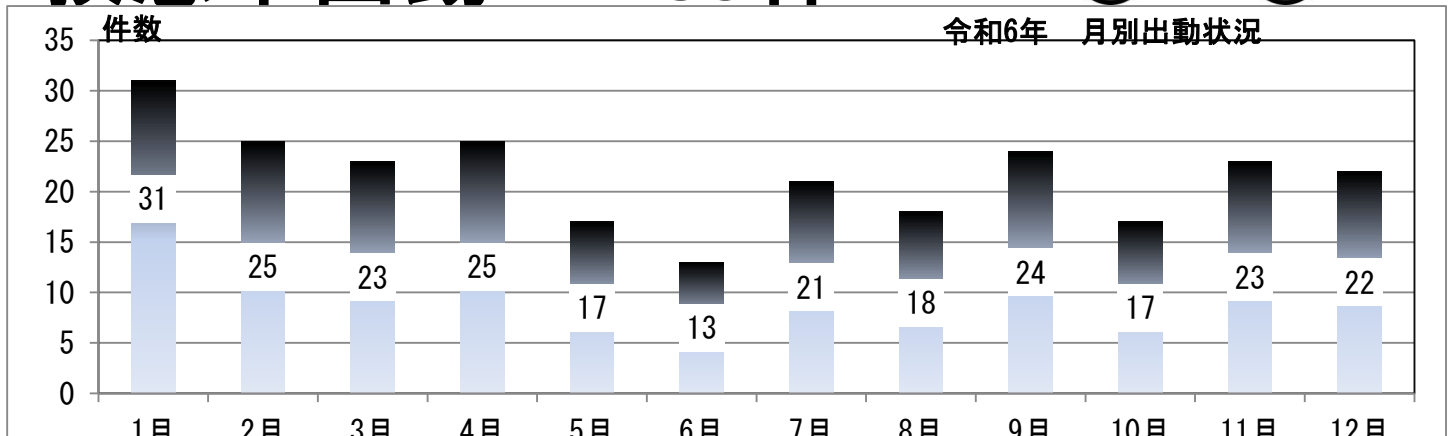
建物火災	4件
野火火災	2件
その他火災	1件



令和6年の火災発生件数は8件で昨年より4件増加となりました。
火災から尊い命や貴重な財産を守るため、一人一人が防火意識を持って
火災予防に取り組み、火災の無い町を目指しましょう



救急車出動 259件



令和6年の救急出動件数は259件で昨年と比べ増減はありません。
今年度は増減がありませんが、救急出動件数は高齢者人口の増加に伴い
増加傾向です。
軽傷、自力受診可能な時は自己受診をし、救急車の適正利用をお願い

全国標語

守りたい 未来があるから 火の用心

組合標語

消しました？ 確かめ合いの ひとことを

【火事・救急・救助は 局番なし『119番』】

野外焼却は立派な犯罪です！！

一部の例外を除き、ゴミを屋外で焼却することは法律で禁止されています。違反すると...「5年以下の懲役、若しくは1,000万円(法人は3億円以下)以下の罰金、またはこれら併科」など重い罰則があります。直罰規定のため、行政指導なしで即検挙されることもあります。

法令に違反する行為

- 家庭等から排出された「廃棄物」を空き地や田畑で焼却した行為
(紙類、段ボール、雑誌、ポリ袋、包装箱、ペットボトル、家庭ごみ、廃材)
- 地上面、素掘りの穴、ドラム缶、ブロック囲い等におけるゴミ等の焼却
- 事業所、工場、事務所等に設置してある「構造基準を満たさない焼却炉での焼却」

野外焼却の例外とされている行為

- 1、国、地方公共団体が施設管理上必要な焼却
- 2、災害予防、応急対策、復旧のために必要な焼却
- 3、風俗慣習上、宗教上の行事を行うのに必要な焼却(例:どんど焼き)
- 4、農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないもの

～訓子府支署からのお願い～

今年度訓子府町で確認し出勤又は行政指導を行ったゴミ焼きは4件でした。少しのゴミ焼きが住宅火災、山林火災につながる事例があります。人の命や財産が近くにあります。火災になってしまってからでは取り返しがつきません。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

今年も凍える冬...雪かきが始まります。注意してケガをしないように行いましょう。

- 動きやすく暖かい服装で行いましょう。
- 滑らない靴を履きましょう。
- 除雪機を使う時は2人1組で、事故のないように注意しましょう。
- 梯子はしっかりと固定し、屋根の上では自己確保をつけましょう。
- 落雪がきけんです。軒下には注意しましょう。



消防水利の除雪に感謝



消防では、積雪時に消防水利(消火栓・防火水槽)の除雪作業を行っていますが、巡回中に地域住民の方々により消防水利の除雪を行っていただいている箇所が数多く見受けられました。

日頃より消防活動にご協力いただき、心から感謝申し上げます。